

令和4年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月12日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
総務課長の発言	6
議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について	14
答弁の保留	19
議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)	20
議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	67
議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)	69
議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)	70
閉会の宣告	72
署名	73

令和4年第3回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 8 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 4 年 9 月 1 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 9 月 1 2 日 午 後 3 時 0 9 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地久志	副委員長	畠山昌典
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	議事係長	石垣直美
	主査	三浦利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	三上潤	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課長	佐々木修二
	地域整備課長	三上訓一	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	和山勝富	危機管理課長	應家義政
	教育次長	佐々木剛		
	その他の関係職員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和4年第3回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和4年9月12日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

(5) 議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(6) 議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(7) 議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、6番、三田地久志委員を指名します。

三田地久志委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地久志君） 皆さん、おはようございます。ただいまご指名をいただきました三田地久志でございます。本委員会への付託は、条例3件、補正4件でございます。

皆様の活発なご意見、意見交換をお願い申し上げます。

皆様の活発なご意見、意見交換をお願い申し上げます。

それでは、座ります。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地久志君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、3番、畠山昌典委員を指名します。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願い
します。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◎総務課長の発言

○委員長（三田地久志君） これより審査に入ります。

審査に入る前に、総務課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。議会冒頭ではございますが、総務課か
ら町内こども園の新型コロナウイルス感染確認のご報告をしたいと思えます。

町内こども園におきまして、昨日、9月11日日曜日ですけれども、1名の陽性が確認
されてございます。こちらのほう、新聞公表等は恐らく今日になるか、それとも時間の
関係であしたになるかと思えますが、1名の陽性が確認されてございます。このこと
によりまして、発症日から考えますと、先週末、先週の木曜日、金曜日のところが、その
ところの感染が疑われておりまして、50人を超える濃厚接触ということになってござい
ます。現在自宅待機をして、お願いしているところでございます。

また、このことによりまして、当該保護者である職員等にも10名を超える自宅待機者
が出ておりまして、議案審議の際に、ちょっと答弁に幾分お時間をいただく場面が出て
こようかと思えますので、事前におわび申し上げて、ご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

◎議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

○委員長（三田地久志君） それでは、審査に戻ります。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例の改正につきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等、所要の整備を図るとするものでございます。

まず最初に、改正の文言だけでは分かりにくい部分がございますので、11ページの参考資料2を御覧願いたいと思います。今回の改正後の働き方、休み方をイメージした資料となっております。上段の青い枠組み内、現行の育児休業制度は、男性職員が養育する子の出生後8週までに1回の取得、その後、男性、女性職員とも育児休業を1回と、2回取得可能としておりました。中段、赤い枠組み内が令和4年10月1日からの改正後となっております。赤い矢印の部分が今回の改正で新たに可能となる部分でございます。男性職員は、出生後8週までに分割して2回、その後、男性、女性職員ともに2回取得可能となり、計4回の取得が可能となっております。

また、そのような取得回数の制限緩和とともに、要件の柔軟化の改正も行われます。会計年度任用職員の養育する子がこども園に入園できない等の理由で取得する1歳以降の育児休業取得は、現行では1歳時点、1歳6か月時点のみに開始時点が限定されていたため、期間途中での交代はできませんでした。改正後は、開始時点を柔軟化することで、対象期間のいつでも夫婦が交代で育児休業を取得することができるものとなっております。

それでは、5ページにお戻り願いたいと思います。改正内容につきまして、参考資料1、新旧対照表により順に説明させていただきます。第2条第3号では、育児休業することができない非常勤職員を定めております。これまで、養育する子が1歳6か月に達する日までに任期が満了し、再度任用されないことが明らかな場合には、非常勤職員は

育児休業の取得ができないものとなっておりますが、産後8週以内に育児休業を取得する場合の職員の任期による制限を緩和するものでございます。

続きまして、次のページ、6ページを御覧願います。第2条の3及び第2条の4では、非常勤職員が1歳以降の育児休業を取得する際の開始日を柔軟化し、夫婦交代で取得しやすくするものでございます。

続きまして、飛びますが、9ページを御覧願いたいと思います。産後8週以内の育児休業について定めております。現行の第2条の5を削除し、改正後の第3条の2に移して整理したものでございます。第3条では、1歳までに取得できる育児休業について、2回取得可能とするものでございます。

続きまして、次のページ、10ページを御覧願いたいと思います。第10条、こちらは第3条の改正に伴い、育児休業等計画書の提出を不要とするものとなっております。

最後に、別紙の改正文、4ページにお戻り願いたいと思います。附則にて、施行期日は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単明瞭に願います。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） おはようございます。この改正についてはそのとおりでと思うのですが、現在の男性職員の育児休暇の取得の現況はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 男性職員の育児休業取得ということでございますが、なかなか

か今までは取得できない状況等がございましたが、今は時代の流れもございまして、役場職員の中でも令和2年に1人、今年度、令和4年度も現在1人育児休業のほうを取得している状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） ということは、今までで2人ということですね。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） そのとおりです。今まで2人です。現在、今年度は1人ということになってございます。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） 少ないのではないかなというふうな単純な考えを持ちますけれども、この改正によって取得しやすくなるという感じで捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 育児休業取得というのは、女性もそうですし、男性もそうですが、通常の業務をやっている中で周りへの負担を考えてしまうと、やっぱりちゅうちょしてしまうという部分がございます。ですので、現在職員数のほうも、満足できるような職員数ではないので、なかなか難しいところではございますが、そういった職員の採用人数等も考えながら環境のほうを整備して、こういった男性でも育児休業を取得できる環境の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 1つ伺います。

第2条の（3）の、次のいずれかに該当する非常勤職員というのがあります。このときに、取得できないということになったときに、1つは満了することがはっきりしている職員、これは分かるような気がしますが、その下段に採用されないことが明らかでない非常勤職員というのがあります。これは、自分で判断することができる職員でしょうか。お願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらのほうですが、表現のほうが遠回しになってございますが、実際のところ、これを読み解きますと、採用されないことが明らかでないという

ことでありますので、まず採用される見込みであろうかという部分を解釈できるようになっています。要するに、今回のこの規定の中では、まず該当しない部分の文を、該当しない職員部分では明記はしてございますが、内容の解釈からいけばそのような形で、まずは更新がされることが、見込みがある職員ということになってございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） そのように非常勤職員が自分で、このように採用されないことが明らかでないということで、そういうふうなものの判断が可能だというふうに解釈していいかということなのですけれども、本人にそれを、採用される側が伝えるから、それは心配がないのだということなのかどうか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらのほう解釈とすれば、結局その判断する段階では、まだ採用されないことが明らかではないので、該当になりますよということになります。それで、そこをまだその状況段階では判断できませんので、それも該当させるためにこういった表現になっているものと理解してございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） この条例の文言についてお伺いします。

9ページの3条の7号ですが、この条例は説明があったように、公務員、いわゆる職員の条例、言ってみれば人の条例なわけだ。その中で、この7号では2行目に、「もの」というのが平仮名になっているのだが、これは何か平仮名にしなければならない意味があるのか、この点をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらのほうですけれども、条例等の取扱いのところ、やはりある程度ルールがございますけれども、そちらのほうにのっとりまして、「もの」のところは平仮名で表現しているものと理解してございました。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） ただ、我々がこの条例を見たときに、対象が人なわけだ。そうなった場合に、一般的にそこら辺にあるものとは違うわけだ。「者」となれば非常に理解しやすいかなと思ったのが、あえてこの平仮名になっているためにお伺いしたわけで、

ただ何か条例だか、法規上こうでなければならぬとなれば、何も言うことはないわけですが、改めて平仮名にした点についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） やはり時代の流れもございますが、一時期、昔の場合は「者」という表現の部分もございましたが、最近の改正の場合は「もの」のほうの表記に変えているものと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替え、しばらくお待ちください。

◎議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） それでは、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正は、条例で引用している租税特別措置法及び同法施行令が改正さ

れたことに伴い、当該条例に項ずれ等が生じていることから、所要の整備を図ろうとするものです。

それでは、3ページ、新旧対照表の改正後を御覧ください。第2条中の4行目、租税特別措置法第12条第3項を第12条第4項に、第45条第2項を第45条第3項に、また9行目の租税特別措置法施行令第28条の9第10項を第28条の9第10号第1号に改正しようとするものであります。

2ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、この条例改正により実質的な条例の内容が変更されることはございませんので、遡及適用や経過措置は不要となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） せっかくの条例ですから。この条例で言っている産業振興促進区域内、これはどの範囲を指しているのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 本町におきましては、岩泉町全区域がこの振興区域に指定されてございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 次に、資本金5,000万円を超える法人、何事業所、何か所あるのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木忠明会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） すみません、この部分につきましては、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどご説明させていただきます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 次に、最後の文言で課税免除をするとあるのですが、これはある程度期間が決められているのか、この点についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木忠明会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） こちらの期間は、初年度課税になった年から3年間の期間で免除ということになってございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） そこで、また先ほどの質問とダブるわけですが、今回この条例には、下から5行目、これについてははっきりと「もの」が「者」になっている。平仮名ではないのだ。条例がどうも一貫性がないように思うのですが、これについてまた見解をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 今の三田地委員のご指摘はそのとおりのわけでございますが、議案第1号の場合ですと、改正前の文、それから改正後の文、これについては「もの」という、人を指す部分については平仮名を使ってございます。今のこっこの議案第2号のほうにつきましては、「者」を使っているわけでございますが、これは基条例のほうで漢字の「者」を使っておりますと、改正のほうでは影響が認められない部分についてはそのまま「者」を使っているわけでございますが、どうやら最近では平仮名の「もの」になっているようでございまして、これは今後におきましても私どもは改正の都度、統一性を持って改善のほうを進めさせていただきたいと存じますが、現行では平仮名の「もの」に変わっている傾向ということのようでございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） それでは、議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の主な改正理由としましては、本条例の引用法令であります特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、里親制度に基づく里親等が対象住宅への入居資格要件に該当することとなったことから、本条例も同様に改正しようとするものであり、また併せ修正が必要な文言修正等を行うものでございます。

それでは、4ページ、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第4条第2項では、引用法令の号ずれに伴う修正を行うものでございます。

第4項では、里親等を入居対象とする今回の法令改正に伴い、本条例も同様とするため、現行の「現に同居し、若しくは同居しようとする者」を法令に規定する同居親族等に改正しようとするものであります。

なお、本改正文に規定する同居親族等の対象となる里親としては、児童福祉法に基づく養育里親、養子縁組里親、県の児童相談所が適当と認めた方を対象とするものでございます。

次に、第21条第1項から、6ページの第28条までの同居親族等の文言修正につきましては、同様の趣旨による改正となります。

また、第21条第2項では同居の承認要件を限定することから、該当部分を削除するものであります。

6ページを御覧願います。第29条では、条例名の文言修正をさせていただくものでございます。

2 ページにお戻りいただきたいと思います。条例文の附則としまして、第1項の施行期日は公布の日から施行するものであり、第2項の経過措置につきましては本条例施行前の募集を想定し、改正手続を行ったことに伴うものでございます。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） 子育て応援住宅、できてから数年経っていると思うのですが、今の現況、入替え等があるのかどうか、最初に入った人がずっと住んでいるのか、その辺はいかがでしょうか。

○地域整備課長（三上訓一君） 金澤主査から。

○委員長（三田地久志君） 金澤主査。

○住宅対策室主査（金澤清香君） お答えいたします。

現在12戸に入居していただいておりますが、そのうち3戸に入替えがございました。令和元年10月に1戸、令和2年3月に1戸、令和2年にまた1戸ございまして、3件の入替えがございました。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） ちなみにですけれども、こういった形というか、町外に引っ越したのかとか、そこら辺はどういう状況で入替えがあったものなののでしょうか。

○地域整備課長（三上訓一君） 金澤主査。

○委員長（三田地久志君） 金澤主査。

○住宅対策室主査（金澤清香君） お答えいたします。

県外に転出した方、あとは新たに家を建てた方と聞いております。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） それぞれいろんな理由があるかとは思いますが、入るとき、最初に募集をかけて、かなり多くの方からの希望があったと思うのですが、現在でもそういった形で、こういった子育て応援住宅があれば入りたいという方がやっぱり大

勢いるのでしょうか。その辺の確認というか、そういったことはされているのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） こちら子育て応援住宅、平成30年度入居開始ということで、最初時点は相当の応募者があって、今回抽せんの中で入居者決定したということでお聞きしております。1番の入居要件が就学前の子がいることということで、そうなりますと当然5年経過している中では、子供さんがまだ小学校であったりということで、この住宅の需要というのがなかなか回転できない理由とすれば、やはりいい条件での入居なのかなというふうに考えております。

ただし、逆に言いますと、なかなか出る方がいないということで、我々としても、出れば当然即募集のほうを進めるわけですが、そこまで至っていないということがあります。ただしあの間取り、そして家賃等を考えれば、やはり魅力ある住宅かなというふうには感じております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） 私もそういうふうに思っておりますけれども、ということはまた同じようなものを造れば、入りたい方はいっぱいいると思うのですが、その考え、今後はいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） まず、こういう子育て応援住宅の関係の需要というのは、相当あるかなというふうには思っております。ただし、今年度未来づくりプランの住民アンケートをした結果、持家、家を欲しいですかというアンケートに対しましては、約18%の方のみが希望すると。残りの方は持っているとか、いろんな事情で募集、必要性を感じていないというふうなアンケート調査結果もありますので、そういう部分も踏まえながら、あとはおかげさまで今年度上町住宅を募集かけて、全戸入居決定になったのですが、そのうち2区画が子育て応援住宅から移動する方になりますので、ここ当然、その家が退去すれば、また募集かけていくというふうな人の流れも見えてきますので、そういうところを見ながら、将来に向けての施策というのは検討していかなければなら

ないかなというふうを考えております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの12番、三田地委員との関連であります。この条例の中にも、5ページ、6ページで「もの」が3か所に使っていて、そして「者」と、それから親族というのは平仮名の「もの」になったりします。先ほどの答弁で、今後平仮名のほうに移行するというふうにお話はされましたが、法律用語ですから、もしかして単純にそれだけでは済まない部分もあるかなと思うものですから、慎重に用語なり、法律なりの文面を調べていただいて、同じ全部「もの」なりに訂正してしまうと、次にまた訂正が利かなくなることもあるかもしれませんので、そこら辺のところの再答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） これはご指摘のとおりと、私のほうも受け止めてございます。基本的に議案第1号のケースの場合ですと、国の法令に基づいた条例制定ということになりますので、国でそういった表現をしていけば、条例においても平仮名の「もの」を用いると。あるいは、今回の議案第3号の子育て応援住宅条例につきましては、これは国の法令ではなくて町の政策条例でございますので、ここにおける「もの」の使い方、「者」の使い方につきましては、先進事例等々も研究しながら、岩泉町にふさわしい条例の制定、筋立てをして作成をした条例でございますので、これについての明確な基準というところは、ある場合もありますし、ない場合もありますし、曖昧なところもございますので、これはただいまのご指摘はそのとおり私どもで受け止めて、さらにこれは深掘りをして、そして専門業者ともしっかりと協議、話し合いをして、今後定めてまいりたいと、このように思っております。そして、必要な部分については、その都度条例改正をしてまいるということで、取扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） ただいまの副町長のご答弁であります。議案第1号もあれですよ、国の省令、政令、どっちだ、いずれにしてもどっちもあれですよ。町独自の条例ではあるのですが、国に基づいての今回の改正ですよ。同じではないのですか。ご説

明では別だと言っていました。私の間違いかな。いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 議案第1号のほうにつきましては、育児休業に関する法律をそのまま条例に当て込むといいますか、それを根拠にした条例と。一方、子育て応援住宅のほうでございますが、これは法令で定めなければならない条例ということではなくて、必要なところが、その政策をやっているところが定める条例でございます。根拠は改正に基づいた所要の整備ということになっているのでございますが、これは省令でこういう表現をしていたために、子育て応援住宅も、この親族を「もの」にするということでございますので、それは法令の改正によってやりますけれども、もともと法律を基にした条例、定めなければならない条例、それから法律はあるのですけれども、町の施策によって定める、選んで定める条例、それを引用してきている省令等の改正があれば、それに基づいた必要な部分の改正ということで、若干条例の中でも種類はあるというふうに認識をしてございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 議案第3号は、ちょっと私の理解が足りないのか分からないのですけれども、議案第3号は町がつくってやっても、省令に基づいてやってもやらなくてもいいことなので、今回はこれに、政令にはこだわらないと。省令か。そういうご説明ですが、でも要は法制執務ですので、町として条例をつくるときには、その決まりに基づいて、法制執務の中で、やっぱり「もの」なら「もの」にするということをやっていくべきだろうと思います。「者」があったり「もの」があったりでは駄目かなと思いますが、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） それはそのとおりでございますので、いずれ今後こういった一部改正等の時期を捉えまして、統一的な考えの下で改正を図っていきたく、このように取扱いさせていただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 今の説明の中で、町の子育て応援住宅が12戸というふうに聞いたのですが、この住宅は条例で言う指定管理制度の対応になっているのかどうかお伺い

します。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） そのとおりでございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） それから、第4条の、いわゆる2項だね。所得の上昇が見込まれる者にあつては、この限りではないということなのですが、となれば当事者はそれを証明するどのような資料というか、対応したらいいのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） こちらの入居時の申請に基づく所得ということで、例えば15万8,000円に満たない所得であった方であっても、新たに就労をすることによって一定の所得が見込まれるということで、就労証明書なり、こちらのほうを出していただければ、そういう見込みという条件には判断できるというふうに判断しております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎答弁の保留

○委員長（三田地久志君） 発言を許します。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 税務出納課でございます。先ほど12番委員からのご質問について答弁保留がありましたので、それについての内容をご説明いた

したいと思います。

令和4年度で、本町で捉えております5,000万円以上を超える資本金の企業の数でございますけれども、34法人という形で捉えてございます。

先ほどは答弁保留がありまして、大変申し訳ありませんでした。

◎議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものなど、早期の対応を要する事業について追加の予算を計上しております。また、昨年度国庫負担金等を導入して行いました事業の実績額確定に伴います国庫負担金等の精算返還金について、今回追加してございます。さらには、今回の補正予算におきまして、今年度の職員体制に基づく人件費の調整も行っているところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。13ページを御覧願いたいと思います。別冊のつづりとしてお配りしております令和4年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございましたので、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

2款1項3目財政管理費、24節に財政調整基金積立金3億1,405万4,000円を追加しております。これは、地方財政法の規定により、財政調整基金へ繰越金の2分の1以上の額の積立てを行うものでございます。

同じく6目企画費、18節に地域活性化起業人負担金280万円を追加しております。これは、地方創生関係の業務の推進を図るため、三大首都圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受入れするものでございます。

次に、14ページを御覧願いたいと思います。同じく10目諸費、14節に伝送路支障移転

移架等工事2,574万円を追加しております。これは、有芸地区の風力発電用プロペラの輸送に伴う補償工事でございます。

次に、20ページを御覧願いたいと思います。5款1項4目畜産業費、12節に設計委託料70万円を追加しております。これは、大牛内育成牧場に入牧管理牛舎を増築するための設計委託料となっております。

次のページ、21ページ、5款2項2目林業振興費、7節に有害鳥獣捕獲等報償費388万8,000円、12節に有害鳥獣捕獲個体処理委託料165万9,000円を追加しております。これは、ニホンジカやイノシシの捕獲頭数の増加に伴うものでございます。

次に、23ページを御覧願います。6款1項4目観光施設費、12節にふれあいらんど岩泉民間活力導入可能性調査委託料429万円を追加しております。これは、ふれあいらんど岩泉の再整備に向け、実施するものでございます。

続きまして、28ページを御覧願います。10款災害復旧費でございます。1項2目林業施設災害復旧費、14節に林道施設災害復旧工事150万円、3項1目道路橋梁災害復旧費、14節に公共土木施設災害復旧工事9,320万円、同じく2目河川災害復旧費、14節に河川災害復旧工事3,560万円を追加しております。これは、8月3日の大雨により被災した施設の災害復旧工事を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページにお戻り願いたいと思います。14款1項3目土木費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧事業8,470万9,000円を計上しております。これは、町道及び町管理河川の災害復旧に係る国庫負担金でございます。

次に、16款2項1目不動産売払収入で、1,939万3,000円を計上しております。これは、上町地区の宅地分譲地の売払収入であります。

次のページ、10ページを御覧願います。19款1項1目繰越金で、前年度繰越金3億2,867万2,000円を計上し、財源の調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、5ページにお戻り願いたいと思います。第2表、債務負担行為補正であります。ふれあいらんど岩泉民間活力導入可能性調査事業に係る債務負担行為の設定でございます。期間を令和4年度から令和5年度までとし、上限額を903万円とするもの

であります。

最後に、6ページ、次のページになりますけれども、6ページを御覧願います。第3表、地方債補正であります。災害復旧事業債及び臨時財政対策債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億4,110万円とするものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後、歳入を項ごとに審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後、歳入を項ごとに審査することに決定しました。

12ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なし、次に移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3目財政管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

佐々木政策推進課長。はい、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、新規事業の説明をさせていただきます。

新規事業等概要書の2ページになります。地域活性化起業人受入事業となります。

事業実施主体は、岩泉町でございます。

事業でございますが、地域活性化起業人は、地方公共団体が三大都市圏の民間企業等

の社員を一定期間受け入れまして、そのノウハウや知見を生かし、地域活性化を図る取組となっております。総務省の事業によるものでございます。当町におきましても外部人材を活用しながら、地方創生関係の業務の推進を図るため、地域活性化起業人を受け入れてまいりたいというものでございます。

事業の内容でございますが、派遣元の三大都市圏の企業でございますが、合同会社DMM. c o mとなります。

派遣元企業の概要でございます。DMM. c o mは、従業員が約1,700名、60以上の幅広い事業を運営している会社でございます。本社は東京となります。資本金が1,000万円、売上げが約3,000億円、グループ会社全体を合わせますと25社ございまして、全体の総従業員数が4,400人という会社となります。60以上の幅広い事業でございますが、例えば動画配信でありますとか、あと電子書籍、音楽、FX、再生可能エネルギー、アニメ、通販、様々なものをやっている会社でございます。地方創生関係の事業も積極的に手がけておりまして、地域活性化起業人については、これまで全国で2自治体に社員を派遣しております。DXの推進やシティープロモーションという事業でサポートを行っていると同っております。

次に、従事業務の内容でございますが、令和4年の10月1日から受入れを開始したいと考えております。岩泉町未来づくりプランの重点プロジェクト4の関係人口の拡大に寄与する事業立案から、シティープロモーション、ふるさと納税の推進、情報発信、様々な幅広いテーマを協働で推進してまいりたいと考えております。その中で地方創生推進交付金、こういったものを活用した事業をどんどん進めたいと思っております。それを展開するための計画づくり、これも共に策定してまいりたいと考えております。

事業費は280万円となりまして、財源は全額特別交付税。280万円と申しますのは、今年度につきましては半年間ということで、560万円上限の半分という財源となります。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 説明が終わりました。

6目企画費に入ります。質疑はありますか。

4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 一般質問でも出ていましたが、これは期間は今年から何年かぐら

い、制度では3年間以内とありますけれども、どのように予定しておりますか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 総務省のほうのホームページで募集をかけたわけですが、一応最長希望期間3年間としております。その中で、今年度まず取り組んで、そしてこのDMM. comさんの様々なコンテンツとか事業内容、こういったものを加えながらやってみて、これでよければ、その3年間、手伝っていただきたいと考えておりました。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 4年度は、6か月は様子見というふうなことで取り組んでいくというご答弁でありました。

あと18節ですから、負担金ですので、これは会社に支払ってやるということで、あと職員は多分1名だと思いますが、何人ぐらい来るのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この負担金につきましては、協定を結びまして、会社と契約をして、会社のほうにお支払いをして、会社から出ると。多分従業員の方の給与とすれば、もっと高い可能性もありますが、それは全部会社のほうでご負担いただいて、こちらのほうには、その従業員の方を送り込んでいただいて従事していただくという形になります。リモートも含めということになりますけれども、そういった形です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） そうしますと、こっちに、岩泉には会社の職員は常駐しないでやるということですか。それともこっちに来て、いろんな調査等々あるかと思しますので、会社のほうで宿を借りて、岩泉に住んでやるという、どんな予定でしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今のところ、こちらの従業員の方を送り込んでいただくのは1名の予定で考えておりますが、月に1回、1週間程度、こちらのほうに直接来て、町を見ながらいろんなものを、こちらで一緒に我々と取り組んでいただくと。それ以外の3週間につきましてはリモートで、向こうのほうといろいろ協議をしながら進めるという形になっておりますので、その企業の方も向こうでの従事がありながら、そうい

った形で取り組んでいただくという形になります。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） やる業務内容、説明がありましたが、私はなかなか具体的にはどんなのをやるのか、計画づくりとか、町がやろうとしているのを、変わるかもしれませんが、もうちょっと具体的に説明していただければなと思うのですが、これ以上はないのかな。お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（三田地久志君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

地域活性化起業人もそうですが、先日の一般質問の中で上がりましたアナザーワークスさんもそうなのですが、例えばふるさと納税に関して言いますと、いろんなサイトがございます。そのサイトをどうやったら岩泉町がよく見えるか、岩泉町の商品をよく見せられるかと、そういったところをアドバイスいただくわけですが、既にも、既にDMM. comさんは、ほかの自治体でそういった実績がございます。そうしたところのよく見せる部分のノウハウとかを持っていらっしゃると思いますので、そちらを職員もそのノウハウを学びつつ、アウトプットをしっかりと出してもらおうといったところも予定してございますし、あとはエンターテインメントと申しますか、シティープロモーションの部分が大変強い企業さんでございます。これもやはり岩泉町をよく見せると。初めて見た方、岩泉町、すごくいいねと、ぜひ来たいねと、そう思ってもらえるようなプロモーション、ユーチューブとか動画配信も含めて、そういったところを実際に手を動かして動画を作っていただく予定もございます。

さらに、先ほど課長からお話ございましたとおり、関係人口に関わる地方創生推進交付金のプロジェクトというところで、こちらについても我々のほうで素案と申しますか、骨子のほうの策定も行っております。ただ、やはり職員だけでつくってしまうとやはりうまくいかない可能性もございますので、そこはしっかりノウハウや実績を持った企業の方からもアドバイスいただきながら、一緒にこの半年間で計画策定を行っていくと、そうしたところを予定してございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 地域おこし協力隊から今の事業まで、総務省でやっている5つのメニューの中で4つを今回これで使ってやるというふうなことで、意欲的に取り組むということでもあります。

その中で、一般質問でも出ていましたが、集落支援員の制度を使って、町の地域振興協議会の推進もやっていますが、これらも、ただ制度をこの趣旨に沿うように有効に使っていただければと思います。期待していますので、よろしく頑張ってくださいなどと思います。

終わります。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 関連でお伺いします。

例えばこの制度は、岩泉町が趣旨としている関係で、三大都市圏ですけれども、岩泉町は例えば昭島とご縁があって、そこに昭和飛行機というふうな、もう何百人というふうな企業があった場合に、そういうふうなノウハウを持っている事業所と町が直接アポを取った場合でも、この制度というのは使えるのかどうか、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） こちらのほうにつきましては、総務省のほうで、自治体のほうが手を挙げて、地方創生に取り組みたい企業ということで手を挙げていただきながら、マッチングしてやるというような形になっておりますので、これを昭和飛行機さんのほうが全国の自治体、例えば岩泉町も含め、そういったところでそういうのを取り組みたいというお考えがあれば、これはいろいろ手を挙げていただければマッチングということになるのですが、今回我々が総務省のほうに上げた交流人口の拡大のテーマでは、手を挙げていただいたのがこのDMM. comさんということでしたので、そういったマッチングとなったということでございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） ぜひいい制度で、DMMで、そして関連会社が25社あるということになると、その25社の中の1つでも可能性があるかなと思ったり、昭島だけでも相当の有能な会社であり、交流に行った際に岩泉町のことを思っている会社がおられました

ので、これはぜひ何らかの手だてで活用すれば、また新しい芽が生まれるのではないかなと思った意見でした。

それはそれでお願いしておきますが、こんなにいい制度なのに、なぜ全国で2自治体ぐらいしか出てこないかというのは、何か情報がありましたらお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つには、先ほどの昭島の企業さんの関係ですが、これはまた別途、例えばその事業所さんと岩泉町の関係で、様々な取組として、これとは別にやることはできるかもしれませんので、そういったところはいろいろ意見交換を今後しながら生かしていければと思います。

それから、2事業者、2自治体というのは、このDMM. comさんがそういったところで今始めて、今回私どものほかにも北海道とかいろんなところでまた広げていると。実際この地域活性化起業人の活用で言えば、全国で258市町村395人という実績が既に令和3年度特交ベースで出ておりますので、かなり全国的には進んでいると思っております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） それで、先ほど4番委員もお伺いしましたが、3年間ということでございますが、これはこの事業が3年間で決まりなのか、それともこの1名の、同じ人であれば3年間だけれども、継続して流していけば、その間は今のところ連続性が見込まれるというふうなことなのかどうかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 全国の事例でいきますと、1自治体で2人とか、そういった形でやっていますので、これは今回の1人以外でも、またうちのほうで違うテーマで、例えば次は観光でいくとか、農業でいくとか、こういった形も取れるかなと思っております。これは、引き続き外部人材の活用は、私のほうでも積極的に進めたいと思っておりますので、内部の目だけではなくて、ほかの全国から見た目で取り組むということも必要だと思っておりますので、これは検討というか、これからも進めてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なければ、コロナ対策、換気はしてはいますが、さらに換気のため10分間休憩します。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時20分）

- 委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。
ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
これより議事に入ります。
13ページをお開きください。2款1項7目支所費から質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。10目諸費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。

ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、質疑はありますか。

4番、畠山さん。

- 委員（畠山和英君） ここで、18節で……

- 委員長（三田地久志君） ちょっと待ってください。席替えを。

それでは、4番、畠山さん、お願いします。

- 委員（畠山和英君） 18節で、個人番号カードの皆減になっておりますけれども、これ

の内容と申しましょうか、ほかのほうに振り替えはあったのか含めてお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小野寺総括室長。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

この交付金につきましては、地方公共団体情報システム機構に、マイナンバーカードの作成等々ということで、費用について町から交付をいたしておりました。今回補助金交付要綱のほうが改正されまして、国から直接機構のほうに、係る費用について交付するというふうに改正されたことから、町を経由せずに費用のほうに行くということになりましたので、減額をお願いをするものでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 今聞きますと、前に説明があったかな。そうしますと、このカードは今までどおり役場でやるのですよね。今までと変わりなく、お金はさておいて、別なほうから来ると。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小野寺総括室長。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

特段カードの交付の手続、町民の皆さんに、うちの窓口のほうに来ていただくということについて、何ら変わりはないということになってまいります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。5項統計調査費、1目統計調査総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） この22節でお伺いします。

3つの精算返還金が出ていますが、これについての総体的な原因というか、理由について、概要で結構ですからお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地副主幹。

○委員長（三田地久志君） 菊地副主幹。

○地域福祉室副主幹（菊地天絵君） お答えいたします。

初めの障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金につきましては、障害者に対する障害福祉サービスの給付に係る支援給付金なのですけれども、令和3年度の実績に基づいて精算した結果、余剰費が出たところになります。その分について、精算の結果返還金が生じております。2番目の障害者医療費国庫負担金等精算返還金についても同じように、令和3年度にかかった分について、精算した結果の返還金になっております。

この2点についてなのですけれども、まず返還金が生じる理由としましては、扶助費になっておりまして、ぴったりというか、返還が生じないように合わせるのがなかなかちょっと困難なものになっております。まず不足がないように支払わなければいけないということから、支払いまでにぴったりというか、きっちりした額がなかなか合わせられないというところで、毎年返還金が出ているということになります。

その次なのですけれども、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金精算返還金なのですけれども、これについてはNPO法人クチュカに委託している共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業というのがありまして、この事業なのですが、岩泉よりそい・みらいネットの相談事業になっております。この事業についても、精算した結果、委託料に減額が生じたということで、返還金が出ております。委託料に減額が生じた理由としましては、見込んでいた支援員の方が年度途中で退職されたということで、減額になっております。

以上になります。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） では、確認をします。結局障害者にしても、人数が減ったからとか、医療費に減を生じたとかということではなくて、当初取った予算なりに不足が生じないように組立てをしているために、精算をしてみると、毎年これぐらいの返還金が生じるのだというふうなことで理解していかどうかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

障害施策であるとか、国保関係の医療の施策であるとか、介護関係もそうなのですが、岩手県の国保連において、県内の医療機関であるとか障害者施設、介護施設を一括で管理しておりまして、そこの支払いは絶対に遅れることはできない、仮に遅れたりしますと、岩手県全体の給付に影響が出るものですから、どうしても予算上やや余分に取っておいて、一旦精算した上で、多い分を返還という形を取らざるを得ないところでありますので、ご理解をお願いします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。4目国民年金費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2目児童措置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3目児童福祉施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。

席替えのため、しばらくお待ちください。

それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2目予防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3目母子保健費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。4目健康づくり推進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。5目保健師設置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。7目健康増進費、質疑はありませんか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） ここに新たなステージに入ったがん検診というのがあります。どうということをもって新たなステージに入ったがん検診になったかというあたりの説明をお願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 千葉統括保健師。

○委員長（三田地久志君） 千葉統括保健師。

○健康推進課主幹兼統括保健師（千葉宮子君） 新たなステージに入ったがん検診の事業についてなのですが、がん検診の推奨については、国で受診率50%を目指そうとか、何年間か取り組んできたのですが、これの内容につきましては、乳がん検診、子宮がん検診の20歳、40歳、ある一定の初めて受ける方に対する無料クーポン券を出しながら検診を推奨するという事業でございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

- 委員（坂本 昇君） そうすれば、そういう方々へのクーポンを出して事業を進めるとい
うことですが、この事業を展開したときに、なるほど、この事業によつての効果とい
うか、その人たちの動きというので、保健師さんから見たときの所感というのがありま
したらばお願いします。
- 健康推進課長（三浦政宏君） 千葉統括保健師。
- 委員長（三田地久志君） 千葉統括保健師。
- 健康推進課主幹兼統括保健師（千葉宮子君） 乳がん検診については、初めて受ける対
象が40歳、子宮がん検診については20歳になるのですが、実際計画した人数よりは受診
者が少なく返還金が生じているのですけれども、やはり20代でも、検診の期間に町内
にいたりすれば受ける機会があるのですけれども、学生だったりとか、町の検診の時期
にいない方とかがいると高い受診数には結びつかないので、効果判定はなかなか難しい
ところがあります。でも、それでもクーポン券がきっかけで初めて受けるという方もい
ますので、そういう効果はあると感じております。
- 委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。
- 委員（三田地泰正君） 一連の返還金の性質についてお伺いしますが、目にいろいろあ
ったのですが、これは説明があつたように、あらかじめ大きく見積りをしているという
ことであれば、その交付を受けた人からの返還というのは、実際にはなされていなかっ
たと理解してよろしいですか。その点についてお伺いします。
- 委員長（三田地久志君） 三浦課長。
- 健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

各目にある一連の国庫負担事業の返還金ということではよろしいかと思いますが、先ほ
ど町民課のほうでも答弁がありましたように、これは国の事業に基づくもので、国から
の補助金をいただいて、各市町村が実施する事業となります。この際、先ほどの答弁と
かぶるかもしれませんが、例えば過少に申請した場合、町が一旦立て替えるか、あらか
じめちょっと多めに申請して、残った事業割合を返還するかというふうなどどちらの選
択となります。一番積算をびったしにできれば、これは返還金も伴わない、過不足が出
ないことではありますけれども、事業を実施する上で、若干予算を組む上で、多少多め
にというか、事業を申請しているために、その精算に基づく返還金というふうな形がど

うしても出てしまいます。

うちの町といたしましては、やはり事業を実施するに当たっては、翌年度歳入を受け
るのではなくて、当該年度に適正な歳入を受けて返還金を出すというか、返還するよう
な方向での事業実施をしていると思っておりますので、どうしてもこういう各事業にお
いて返還金が出ることは、ご了承願いたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 言うことも分かったが、そこで事務方はそのように対応する
と思うのだが、実際この事業で交付を受けた、いわゆる受益者といいますか、住民が直接
返還を強いられるようなケースがあったのかどうかについて伺います。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

住民に不利益は、これでは生じてはございません。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、終わります。

では、席替えをお願いします。

それでは、20ページ、5款農林水産業費に入ります。1項農業費、1目農業委員会費、
質疑はありませんか。

12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 17節についてお伺いします。

担当課ではご案内のように、岩泉町の大きな課題は、いわゆる農地の不作なり遊休農
地、これが増えなければいいかなということで、特に最適化推進委員の方々が現地に出
向いて、それこそ目測で足を運んで調査をしている実態があるわけ。そういう中におい
て、全国的に、いわゆるタブレットを使って図面から画面に、非常に効率的な業務が図
れるというような情報があるのですが、町としてこのタブレット、私は最適化推進委員
をはじめ農地の現地調査に関わる方々にぜひ整備すべきと思うのですが、その見通しと
いうか、お考えについてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 八重樫副主幹。

○委員長（三田地久志君） 八重樫副主幹。

○農業委員会事務局副主幹（八重樫泰長君） お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、当町の農地等は担い手等がどんどん減少してきておりまして、荒廃農地も増えているというふうな状況にあります。それで、今回国の事業として、全国で農業委員会の推進委員等にタブレット等を購入して、効率的事務を進めていただくということで、今回計上しておりますタブレット導入等を計上した次第でございます。

これからの見通しなのですけれども、まず今までも調査等は行っていたのですけれども、それをより効率的に進めるために、まずタブレットを3台導入いたしまして、この3台をそれぞれ中央と、それから小本、案ですけれども、それと小川のほうに配置しまして、そしてそれでその推進委員の皆様で使い回しをしていただいて、この調査等を効率的に行えればということで計上しております次第でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2目農業総務費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。3目農業振興費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。4目畜産業費、質疑はありますか。

2番、佐藤さん。

○委員（佐藤安美君） 全国和牛能力共進会出品対策委員会の負担金、55万円とありますけれども、今年当町からも4頭、5頭くらい出品されると思いますけれども、この55万円というのは頭数割りでの予算なのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

こちらの55万円につきましては、出品者1名に対しまして27万5,000円になります。岩泉町からは2名になりますので、55万円となります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、佐藤さん。

○委員（佐藤安美君） 出品者に対しての補助ということですが、牛の移動、輸送にかなりかかると思うのですが、牛に対しての輸送費なんかは、出品者の27万円から輸送費のほうは出すということなのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

27万5,000円の中には、輸送費は含まれておりません。出品者の宿泊費、食事等になります。輸送費につきましては、岩手県のほうからの予算となっております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 課長というか、担当課に、全国の和牛の共進会になかなか出られない中で、今年はそういう牛が出たわけだ。やはりPRすべきというか、我々にもちゃんと詳しく、会場はどこで、そして何頭行くとか、もう少し声を大きくして、私は説明すべきだと思うのですが、改めてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

まず、岩泉町から全国和牛共進会に行く人は、先ほど申し上げましたとおり2名になりまして、出品頭数は、合わせて5頭になります。会場につきましては、鹿児島県霧島市牧園町高千穂というところになります。開催の期間ですけれども、令和4年10月6日から10日までになります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） そこで、本人、飼い主は当然行くわけだが、町当局あるいはJA関係、何人ぐらい随行していくのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

J A新しいわでの出品対策委員会で行く人数ですけれども、総勢で25名になります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。5目基幹集落センター等運営費、21ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2項林業費、1目林業総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2目林業振興費、質疑はありませんか。

13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ここで、今年度のイノシシ、鹿、熊、カワウの駆除頭数、捕獲頭数をお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山林業水産室長。

○委員長（三田地久志君） 畠山林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

8月までの捕獲実績で申し上げます。鹿の捕獲頭数が8月までの実績で527頭、そしてイノシシの捕獲頭数が6頭、そしてカワウの捕獲頭数が18羽、そして熊でございますが、ツキノワグマの捕獲頭数が24頭。このツキノワグマの捕獲につきましては、ニホンジカのくくりわなでの錯誤捕獲も含んでの総数ということになりますので、よろしくお願

いたします。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ありがとうございます。本町では、鹿、イノシシ等に1万6,000円、他自治体の倍の報償費を支払っております。これによって作物の被害は確実に減少していると担当課では捉えているかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 鹿、イノシシの被害、1万6,000円の報償費による成果についてでございますけれども、実施隊の皆様、いっぱい頑張ってくださいまして、捕獲の総数については毎年増加傾向にありますし、これによる被害の軽減状況につきましては、皆様からの直接の被害調査というわけではなくて、被害額が申告あった場合にその数字でやっていますけれども、今手持ち資料はちょっと私持っておりませんが、1万6,000円にしたことによって被害額が減少しているということでは認識しております。後ほど被害額、年度別については報告させていただきたいなと思います。

○委員長（三田地久志君） 13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 被害額等は今日でなくて、決算のときでもよろしいので、慌てなくてもいいですが、ただ他の議員も言っていますが、本町だけ頑張っても、動物ですので、越境して来られるので、ぜひ近隣市町村とも話し合いまして、適切な捕獲といたしますか、足並みをそろえるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3項水産業費、3目漁港建設事業費、質疑はありませんか。

10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） 直接農林水産課のほうの担当ではない、地域整備課のほうになると思うのですが、まず漁港に関しては、今年度中に小本漁港については完成予定ということで、本当にご苦労さまでございました。

それで、この予算の関係もあるわけなのですが、水門の関係なのですけれども、今度

津波が、今までの津波より強いものが来るのではないかという予想を立てて、国のほうでも、水門については何か新しく、小本のほうではかなり年数を食って、この間の閉鎖した場合も上がらなくなった関係もあるものですから、そこら辺を今度やる場合、計画がいつ頃から始まって、何年ぐらいで工事が終了するのか、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 小本漁港水門、今現在その水門の故障等が発生しているわけですが、こちらのほうの復旧事業につきましては、本年度、設計のほうを進めております。現在の計画としては、令和5年、6年の2か年で復旧事業のほうは進めて、令和6年には完成させたいというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） ありがとうございます。5年、6年の2年間で完成するという今説明を受けました。それで、今水門を閉めた場合、自動のほうがちょっと、消防団の関係でも大変厳しいかなと思っているのですが、閉めた場合、やっぱり前回のときのように、2日か3日で上がるのが確定的なのか、無理な場合があるのが、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 今回故障原因というのがまだ分かっていないのですけれども、今年度の補正予算でお認めいただいた調査費で、現在その故障原因を調査しております。それで、電気設備なのか、または機械設備の故障が主な原因なのか、これらが分かると、ある程度次の補修の、要因に対する中身を詰めていけるかなというふうに考えております。ただし、今現在の水門を閉鎖した場合、上げる場合、やはり数日はかかる可能性があるかなというふうに考えております。ただし、どうしても機械設備等が、それこそ持ちこたえられる状況にあるのかどうか、これらもこの調査の中である程度は判断していきたいと思いますが、一定期間どうしても海の漁のほう、支障が出てしまう可能性はあるかなというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） というのは、この間、土曜日、農林水産課の方たちと部落座談

会をやったわけです。そのとき小本の水門の関係も説明して、今まで二、三日で上がっていたということで、全然上がらない場合もあるのではないかと、そのことも漁師のほうからと職員のほうからもあったと思うのですから、いや、そこまでは取りあえず聞いてみてから、文書か何かで連絡しようということでやったわけでございます。

ということで、今の課長の答弁であれば、まずこっちのほうも安心して、そこら辺を、今その原因について、電気関係とか機械関係ではないかという答弁もいただいたものですから、そこら辺を早く、今度閉めた場合、1日か2日で上がれば、これはまず問題ないと思うのですが、これは要望にしておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、昼食のため午後1時半まで休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午後1時30分）

○委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。22ページをお開きください。6款1項1目商工総務費から質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしということなので、それではここで新規事業の概要説明をお願いいたします。

佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） それでは、新規事業等概要説明資料の3ページをお開き願います。

事業名は、ふれあいらんど岩泉民間活力導入可能性調査事業です。

事業の目的は、ふれあいらんど岩泉の再整備に向けて、民間活力導入可能性調査を実施しようとするものであります。

事業の内容の1ですけれども、民間活力導入可能性調査を実施し、活用方法の検討に

当たって民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて、事業成立の可否の判断や市場性の有無、事業者がより参加しやすい公募条件の設定を把握するために行うものです。

委託期間は、令和4年11月1日から1年間を予定しておりますけれども、議決後、速やかに執行してまいりたいと思っております。

次に、3、総事業費ですけれども、903万円です。令和4年度と5年度、2か年にまたがります。金額は記載のとおりでございますが、年度をまたぐため、債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。

次に、特記事項ですけれども、この委託料の特財として新型コロナの地方創生臨時交付金を今年度分は充てたいというふうに考えております。財源内訳は記載のとおりですが、資料の説明は以上で終わりますけれども、この事業につきましては、さきの8月29日の議会全員協議会でご説明を申し上げた内容で、様々ご協議をいただきましたけれども、岩泉町として、これから持続可能なまちづくりの大きな事業の一つとして、まずこの調査事業を第一歩として進めさせていただきたいと考えておりますので、ご審査よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 説明が終わりました。

4目観光施設費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） 先日詳しい説明があったところではございますけれども、この新規事業、今までもいろんな可能性についてとか、あるいはどういったものかという話合いはなされてきたわけですが、それとはまたかなり違ったものをつくりたい、やりたいということで、今回そういった調査を依頼したというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） そのとおりでございます。まず今までの内容は、行政主体で考えて、それから町の皆さんの声も聞きながらつくり上げてきたのが、20年前にでき上がったのがふれあいらんどだったわけです。様々な状況も変化していく中で、復旧に近いものをというところで進んでいたのですけれども、やはりこれから今後20年

後、30年後を見据えた場合に、同じ方法でいって、今後皆さんに負担とか、受け入れてもらえるのか、観光客が本当に来てもらえるのかといったところで、やっぱり県内の動きを見まして、やはり民間の人たちの声、活力を導入して、そしてその人たちにも頑張っていたらこうということでありまして、やっぱり違う手法を取り入れていきたいということでございます。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） それはいいことだと思いますし、ぜひよりいいものをつくるために頑張っていたきたいと思えますけれども、1つ確認なのですが、以前に測量とか結構な金額をかけて今まで行ってきたわけなのですけれども、場合によってはそれが本当に一切無駄になるということも頭に入れておかなければならないのでしょうか。そこら辺はいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ご指摘のとおり、基本設計3,000万円以上の経費はつき込みでしたが、やはりそれで出来上がった成果を精査していく中で、これでは未来永劫、町民の皆さんに負担がかかっていくといった検証が行われて、一旦立ち止まって精査を繰り返してきたわけでございます。確かにかかった費用は安い金額ではないというふうに捉えておりますけれども、やはり立ち止まって考えたことによって、そのかかった費用分以上のものは取り返せるというふう考えております。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） そうしていかなければ、町民の方々に説明ができないというふうな状況にもなりかねませんので、ぜひ今回も、2年間で1,000万円弱かけるわけです。ぜひ本当に持続可能な、皆さんに喜んでいただけるような、それは町民の方も、それこそ町外の方もたくさんの方に楽しんでいただける、あるいは来ていただける施設になるように、ぜひ期待しております。よろしく願いいたします。

あと続けてよろしいですか。

○委員長（三田地久志君） はい、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 13節にあるモンベルフレンドエリア利用料、これの詳細をお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

モンベルフレンドエリア利用料ですけれども、アウトドアメーカーのモンベルというところで、クラブ会員制度がございまして、その会員向けの、例えばホームページだったりとか、SNSだったりとかの会員向けのサイト、その会員をターゲットとして、モンベルのフレンドエリアに登録することによって、アウトドアに興味がある層に向けて岩泉町のアウトドア施設等々の紹介をしていくというような事業になっております。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） そうすれば、イメージとしては、そこに、その人たち、会員の方々に岩泉町をPRするというふうな形だと思うのですけれども、この46万2,000円というのは、期間はどれくらい、1年間とかどういった……。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） 年間利用料が72万円税別になっておりまして、その今年度分の割り返しの金額がこの46万2,000円になります。今後、一応この登録している間は、毎年その利用料が発生していくような仕組みになります。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 私もふれあいらんどについて若干ご質問をいたします。

この前全協で説明がありました。そうした中で、まずPFI事業でやりたいというふうなことで私受け取りましたが、そうしますとこれは民間業者がこの資金やって、運営までを全部やるということでの、今回これを進めていくという、まず確認です。お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

今回の調査では、広く民間の事業者の方からアイデアを募集すると。そのアイデアの中には、手法、例えばこれは町がやったらいいのではないか、民間がやったらいいのではないかという内容だったり、例えば金額もはじいていただきます。それから、運営費

もはじいてもらいます。ということで、必ずしも全部が民間にやってもらおうというのではなくて、もしかすればふれあいらんどの一部は指定管理料でやるべきだと。一部は、例えば民間が建設をして運営まで持っていったほうがいいのか、この間オガールの例を出しましたけれども、様々なことが考えられるというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 様々な考えられるわけですが、そうしますと、まず収益的な施設とか、あるいは公共的な施設も含めて、いずれ全部を考えてやると。そして、今施設が既にあるわけですが、あれはオートキャンプ場とか、あそこにセンターハウス、あとはコテージもありますが、それらについての位置づけというか、この関係はどのように考えていますか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 既存の施設はありまして、順調に動いているわけですが、全てゼロベースでスタートといたしますか、提案をしてもらおうと。場合によっては既存のものを生かして、また増やしてということもありますし、全くなくしてという提案もあろうかと思えます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） すみません、何点かまだ聞かせください。

そうしますと、今、公の施設でやっているわけですが、条例で、まずはそれを廃止すると。そして、大体私説明受けたやつが、何でもお金かかりますから、もう民間に頼んで、そして収益的事業をやって、町は公共的な事業はやらないのだと。つまり条例は公にして、そういうのはやらないでやると。つまり観光施設と、交流を促進するためのまず施設というふうなことで、私そのイメージで理解していたのですが、そうではないということですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 全てを民間に投げると、委ねるというのではございません。可能性を探るといっているのでございまして、この間ご説明した町のコンセプト4つございました。交流人口の拡大、健康推進、子育て支援、後世代の負担軽減、こうい

った中では、例えば健康増進、子育て支援といったものは、やはり公的部門は強いと思っておりますけれども、その中で民間の方が参入していける分野があれば、それは願ったりかなったりだと思っております。

それから、条例のことにつきましても、それはこれから委託を進めていく中になります。条例改正をするか、廃止にするか、内容を一部見直すかということで、この委託の結果によって方向性が決まってくるということになります。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 今回発注するコンセプト、このコンセプト、考え方、ちょっと理解があれですけれども、構想とか、概念とか、どう理解すればいいのかなど。では、町の発注する今回の考え方、コンセプトですけれども、この4つの項目で説明をいただきました。これは、町として健康増進、物すごく幅広いのですよね。交流人口拡大、交流人口だって何やるのだから分からない。子育て、子供の遊び場、これはどの程度のものをつくるかということはあるのですけれども、事業費の圧縮、これは圧縮するのはできるだけ民間に頼んでやるというのはいいのかなと思いますが、その大本、町民のまず使う施設、そして交流もする施設だと。どっちもなのですか。結果としては、どっちも町民は使うかもしれませんが、要は交流を促進するための観光施設的なものを中心、重点として、誘客交流をするために民間の人たちからやってもらうという、私そういう説明を受けてきているものだから、それでいくのかなと思ったのですが、今この発注のコンセプトだと、もうあれです、ただの白紙でやっているようなものですが、町の考えはどう。もう少し、発注するに当たっては、ここはやっぱり町民のための、私は行政をやるためには町民のことをまず第一に考えなければならないと思うのです。それとも、それはさておいて交流促進して、町民のためになるように、交流施設で、観光施設でやるというのか、そこのところまだ私よく理解できなくて、今の説明でますます分からなくなった。それについてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

町のコンセプトは、公の部分もありますし、民の部分もあります。それが、これを行うことがサウンディング調査委託料ということでもあります。可能性を探るということで

ございます。決して丸投げではありません。委託を発注してから、町のほうでもこの調査事業には、もちろん委託している発注者ですので、関わっていきます。方向性がぶれないようにチェックをしてみたいです。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 方向性が見えませんが、方向性がどうぶれないのか分かりませんが、ちょっと私理解できないのはいっぱいあるのですけれども、そうすればまず民間の方にやってもらって、民間の責任で経営してもらったのなら、これは私はまずそれはそれでいいのかなと思ったのです。そうしますと、今の説明だと、いや、そればかりでない、町の施設とすれば町で、公の施設として、公共施設として、行政財産としてやるところも出てきますということが出てきたものですから、ますます分からなくなって、どっちもそれはやるということなのかな。

でありますので、そうであれば、やっぱり議論しても今日はあれですので、まず私はやっぱり町民が第一には使える施設と、それから大型施設とか建物とか、そういうのは町も関わっていくのであれば、あまりそういうのに手をつけないほうが私、民間がやるのだったらいいですよ、責任でやらせるのであればいいのですが、そういうのにあまりやらないほうがいいかなと。岩泉のイメージ考えれば、やっぱりここにほかの都会のような施設造ったって駄目だなと思いますので、岩泉らしさでいくしかないかなと思いますが、その点についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。何もふれあいらんどに、都会でできているような施設を持ってこようというのではありません。岩泉に合った内容のものを民間事業者の方も提案をしていただけたらと思っております。それは、人口規模だったり、この地形だったり、アクセスだったり、そういった面から民間が参入できるものはそういった提案があったり、あとはやっぱりこういった部分は町民の方も利用するから、ここは公的、町が整備して、町が管理運営していったほうがよいのではないかという、そういった提案もあると思います。

あと先ほどの答弁の中で私、公も民もあるとお話ししましたが、それは可能性として

あるのであって、サウンディングで全部公でやりなさいと、やったほうがいいのかというのも最後出てくるかもしれませんが、県内のこれまでの事例を見ますと、やはり民間が参入して収益を得ている例がたくさんございますので、そういった提案が当町にも上がってくるものと思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） これはちょっとよく分からないのもまだまだありますので、これ時間を追ってまた引き続きやらせていただきますが、先ほど3番委員からも出ました、これまでいろんなことをこうやる、ああやると出ました。私も一般質問しました。それのとおりはいかなくても、今現在あるのですけれども、それから産業常任委員会とか、全員協議会にもいろいろ説明がありました。お金もかけました、かなり。さっきはその質問がありましたけれども、それで私がお願いしたいのは、この場にして決まるのですから、何施設やるかというのは、まだ今からということですが、決まるのですから、やっぱり今までの施設があった、関係する団体、体協とか、サッカー協会等含めて、ほかのゲートボールでなくて……

〔「パークゴルフ」と言う人あり〕

○委員（畠山和英君） パークゴルフとか、いろいろあったと思うのです。町民も期待していたと思うのです。災害復旧だ、最初は。そこだけがまだできていないことでありますので、お願いなのですが、これはやっぱり町として、もう方針変えた、これでいきますと、まだ方向性は何やるか分からないけれども、これでやりますということなので、今まで何も白紙ですということですから、やりませんというのも出まして、それで今説明ありましたから、これらはやっぱり関係する町民の不信感を招かないように、関係者を中心に説明すべきです。それについてお答えください。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 関係する団体の方たちとは、意見交換をさせていただいております。例えば体育協会の会長とも意見交換をさせてもらったのですけれども、やはり体育協会とすれば、要望したとおりであると、今も変わらないという返事をいただきましたが、そうはいつでも、やはり将来のことを考えると、町の考えを受け入れざるを得ないというような回答をいただいております。

その中で、スポーツができるエリアはつくってほしいという要望はいただいております。例えばロードレース大会が今小本で行われていて、公道を使っていると。とても、とてもというか、危険な面もあるので、できればふれあいらんどの中で競争ができるような、または健康増進で散策できるような、スポーツ、健康に配慮した施設を検討してほしいということで、体育協会からは一定の理解をいただいたと思っております。

あわせて、サッカー協会につきましても理解をいただいておりますし、パークゴルフの愛好者の方からは、じかに町のほうに足を運んでいただきまして、やはり愛好者の数は減っていると。そして、協議できる場所もそれぞれ町内に2か所、それから町外にもあるということで、そういった面からも強くは要望しないということで、関係団体の方たちとの意見交換は済んで、一定のご理解をいただいているという状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） ふれあいらんどの在り方というか、利用については、先ほどから話があるように、町民はもちろんのこと、町外の方々も、年間を通して利用できるような施設になればいいなというふうに思っているわけですが、答弁にあったように、やはり将来を見越した施設なり事業を希望しているようですが、そのためにヒアリングというか、意見を聞く場を設けると。非常に担当者は責任が重いと思うのですが、民間から意見を聞く場合に、町からどのような顔ぶれが出席して対応するのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） この委託を発注した後は、もちろんその委託業者が県内、県外の事業者さんに案内を出すわけですが、ふれあいらんど、皆さんご意見くださいと。それをまとめるのは、一旦聞いたり調整するのは、今回委託しようとする業者になります。その中には初めから町は入りません。町が入ってしまうと、町の意見が強くなってきますので、まずは民間さんの声を聞いた段階で、一旦どこかで終了して、そこで町が途中経過を確認します。その中で、例えば先ほど申し上げたコンセプトが入っていないのではないかとか、いろいろチェックをさせていただいたり、経費とか、金額面を見て、そういった流れでございまして、町が常にこの調査事業に関わるのではなくて、時々、予定では6回程度を予定しておりますけれども、そういった状況、関わり方になってきます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 業者がある程度方向性を出した後で、いわゆる担当課だけで意見に耳を貸すのか、それとも町の担当課以外の町長あるいは教育長なり、そういう方々も、いわゆる聞く場合ですよ、意見を言うのでなくて、ヒアリングを受ける場合に、そのときに対応するのが、やはり各課の課長を対象にしているのか、経済観光交流課主導型でいくのかというのを聞いているので、幅広く私は耳を貸したほうがいいと思うのですが、その点についてお聞きしました。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 説明不足で申し訳ございません。この予定している6回の中には、もちろん担当課だけではなくて町の町長をはじめとする幹部の皆さんも協議を持ちます。庁議という会議の場もございますので、そういった場であったり、議会に対しましても、途中経過のところでは、必ずご説明をさせていただきますので、これが決まったからもうこれしかできませんという話には持っていかないように、丁寧に議会にも説明する場を設けさせていただきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 私も関連になりますが、そのときに受けるというか、町側の団体として行政の方もあると思います。今言ったような体育協会の方もあったり、保健団体もあったりというような人たちも、ここの施設をプランニングするときに、そういう方々も常にメンバーの一人として、相手が民間の方の導入なものですから、そうするとより町や行政だけの意見でなく、町民の声としての組立てが出てくるような気もしますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 確かに関係団体の意見、声というのは大事でございますが、ちょっとまだこのメンバーというのは固まっておりませんので、ただいまいただいたご意見も参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） それから、もう一点は、ふれあいらんどということで川向のあそこのエリアだけでいくのか、昨日NHKでトレランということで、トレイルランニング

をしていました。そうすると、岩泉町がとてもそのフィールドに合うとなれば、川向だけではなくて、町有地も含めた川のこちら野球場も含めた、それから高台の山のほうのエリア、それから山林でまだ未開発の部分、この利用していない部分も、散策路を含めたり、むしろ木の根っこがありながら、それをうまくトレイルでは集中力が必要だとか、むしろそれによって、走ることによって無になれる要素が高いというふうな科学的な根拠もありそうなので、ぜひ広いエリアでの考え方も取り入れていただければ、よりよいふれあいらんどができると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ごもつとも、私もそのように思います。まず、今回のふれあいらんどという場所は、道の駅とやっぱり連動していくものだと思っております。そして、今まで道の駅にしか行っていない方がふれあいらんどにも回ってもらうようなという考えでいきたいと思っておりますが、ですが、今回この委託にかける部分というものは、川向の今のふれあいらんどの敷地内プラス上流側に町有林があります。合わせて約19町歩近い面積の中で提案をいただきたいと考えております。先ほどご提案があったように、ふれあいらんど単体で考えるのではなくて、道の駅全体も含めた提案につきましては、これから発信をしていきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） いろいろ計画が、初めてのことで民間をやるとか何かいろいろ難しいと思います。ということは、まず私はふれあいらんどをメインにしておいて、そして我々も、グラウンド、もうそれは要らないということは私も言いました。ということは、今のスペースでは大体本当に狭いのです。だから、今課長の答弁のとおり、いろいろな周辺をやっぱり活用していかないと、これは大変だと思います。

そして、人が集まれば今の地元の人口、あの乙茂周辺の人口だったら本当に何ぼも駐車場は要りません。今度万が一うまく施設を造って、駐車場から一番だと思うのです。今町の面積があると言ったけれども、あそこは山なのです。平地ではないのです。だから、あれを使うには大変いろんな考えで持っていかないと、本当にこれはみんな、我々は今、出してもらったのに意見を述べるのですが、私はもう既に動いております。ということは、県内なのだけれども、偶然よそのほうに行ったときも、いろいろ施設があれ

ば、こういうのは合うかどうかというの。ただ、今の規模では大変です。どんなのをターゲットにしたらいいのか。町内の人口だけではほとんど施設が大変厳しいのです。だから、やはり何といても、道路でもこれからある程度、455号も整備される、沿岸道はまず整備されておるものですから、そういうのを、人口を他のほうから呼ぶというのをメインに考えて、どういうのがいいか。それから、あとはプールなんかにしても、プールで泳いだ人が、自然の川なんかで事故が起きているのですよ。

ですから、今あそこの乙茂周辺の川で何とか、これはよほど厳しいと思うのですが、教育委員会でも話ししたりして、自然の川で泳がせるような格好。今護岸工事で、私はいい自然プールが出たなと思っているのですが、ただあれは増水になると、ほとんど内容は変わってきますので。そういうのもできるような格好で、いろいろ川向に駐車場があるものから、そこの橋を渡ってくるのではなく、これは危険が伴うのですけれども、船で渡ってくるとか、そういうのを考えるべきではないかなとは私は思っていますが。

ただ、そういうのはまだ考えないでください。取りあえずあそこを何とかして生かす方法をみんなで、職員も、その担当課とか課長とかでなく、職員全員で、子供を持っている方たちもいると思いますから、そういう人たちはよその施設で、私は子供さんたちと遊ばせると思うのです。それで町に合ったのがあるかないかというのを、これを早急に皆さんで意見を出し合って、こういうのがいいのだということで、今決めたその企業の方をお願いするというのは、これは私はいいいことだと思うのですが。

ただ、会社は東京のほうですから、人口がすぐ居る、そこをつくれればすぐ人が集まるようなところにつくっているものから、ただ岩泉の場合は、一時はあったのですが、でも、陸上競技場もあったりして、それでまずよかったです。ですから、そういうのも考えて、本当にみんなが頭をもう少し柔らかくして、みんなで作る施設だということで、私はやりたいなと考えております。よろしくお願いします。答弁は要りません。

○委員長（三田地久志君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、これで観光施設費を終わります。

次に入ります。席替えをお願いします。

それでは、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、質疑はありませんか。

12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 14節の改良舗装工事2件、これの起点と終点、何メートルを計画しているのか伺います。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（三田地久志君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） まず、尼額有芸線のほうですけれども、浅内大沢のほうの林道のほうに向かって奥の部分になりまして、林道のちょっと手前のほうになるのですけれども、尼額橋を渡りまして、まず左に行って、鼠入のほうに抜ける道路になりますけれども、そちらの奥のほうの林道の手前の部分の100メートルぐらいの区間を、側溝等の解消をするというふうなものになっております。

それから、松野松橋線ですけれども、これは二升石の簡易水道の配水池の付近の部分について、今のり面の対策ですとか、その辺の工事ということで実施しているものになります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、完成見通しはいつ頃なのかお伺いします。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（三田地久志君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） 尼額有芸線につきましては、今年度中の完成になっております。松野松橋線につきましては、今年度、来年度の2か年工事というふうなことで計画しております。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） 総務費のほうで聞けばよかったですのですが、今本当は県のほうにもお願いしたいのですが、工事をやるところが、前は大手の方がかなり河川工事をして、

ある程度濁りを止めていただいたのです。今はあまりにも自由過ぎるような工事をしております。ですから、特にも今サケが来る時期になってきたものですから、本当に我々も命をかけてやっているものですから、これをやっぱり工事はかなり厳しく、濁さないように、これは河川組合も同じだと思うのですけれども、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、業者でなく課長と担当の人に私は文句を言いますので、ちゃんと管理してくれと。あとは、県のほうにもよろしく注意をお願いします。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。5項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2目住宅対策費、質疑はありませんか。

7番、林崎竟次郎さん。

○委員（林崎竟次郎君） 住宅リフォーム事業補助金、これが140万円となっていますが、これの内容についてお願いします。

○地域整備課長（三上訓一君） 熊谷住宅対策室長。

○委員長（三田地久志君） 熊谷住宅対策室長。

○住宅対策室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

住宅リフォームのほうですけれども、今年度4月から制度のほうを見直しさせていただきまして、運用させていただいておりましたけれども、その中で現在までに受け付けた部分で、既に予算のほう、当初の予算のほうを超過したような形で、現在までに受け付けた分、20件ほどになるのですけれども、その分、ちょっと足りない分を今回補正でお願いした部分になります。

○委員長（三田地久志君） 7番、林崎さん。

○委員（林崎竟次郎君） 140万円というのは、はっきりと今の時点では決まっているわけではないけれども、予算を取っておくということでもいいのですか。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 今年度住宅リフォーム補助の補助内容も改めまして、広報周知もしながら受付もしたところですが、おかげさまで当初予算に対しまして、ほぼ同額の今交付決定出しております、現在さらに相談が来ておりました。この方々が転入とか、加算対象の方なものですから、ぜひこれは実現させたいなということで、その3件分を今回ストック額と見込んで、計上のほうをお願いしたところですので、今年度、今後また議決後は、またその方とも相談しながら、ぜひ町に対して定住してもらえればありがたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、林崎さん。

○委員（林崎寛次郎君） 今年度は対象者も新しく拡大されまして、今現在いっぱいになったわけなのですが、事業も、リフォームの内容はどういうふうな内容ですか。20件ばかりという話でしたが。

○地域整備課長（三上訓一君） 熊谷室長。

○委員長（三田地久志君） 熊谷住宅対策室長。

○住宅対策室長（熊谷 誠君） 住宅改修の主な内容ですけれども、屋根外壁の改修であったり、トイレ改修、あとはサッシとドア交換と、そういったものになっております。

○委員長（三田地久志君） 7番、林崎さん。

○委員（林崎寛次郎君） 新しく対象者を拡大した中に、貸家なんかも入りましたか。その点はどうでしたか。

○地域整備課長（三上訓一君） 熊谷室長。

○委員長（三田地久志君） 熊谷住宅対策室長。

○住宅対策室長（熊谷 誠君） 貸家についてですけれども、貸している方は当然事業者ということで対象外ですけれども、あくまでもそこに住んでいる方の申請の場合は対象としております。

○委員長（三田地久志君） 7番、林崎さん。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、貸家については、今の対象者として考えたときは外れるということですね。いろんな質問があったのですが、対象に外れているようなので、改めて場所を変えて質問します。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 住宅リフォーム工事ですが、ここに隠されているのは、この予算書で見て分かるとおり、道路新設改良ですと年間4億2,000万円という事業費です。片や町営住宅の工事なんかみんな終わったことによって、建築工事、電気工事というのが皆無に近い状態なのですが、ここの540万円のトータルのリフォーム工事が2割補助だとした場合、総額予算が5倍になって、大工さんとか電気屋さんの仕事が2,700万円という仕事が出てくることに換算されます。ですので、このことについては、入居者とか転入者にとってもいいお話なのですが、施工業者にとってもとても助かる事業でもあると思いますので、そここのところはできるだけ啓蒙したり、あとこれは補助対象だというふうなことがあっても、それを入れることによって、例えばこれは水道工事屋に、これは電気工事屋さんというふうなことで、恩恵が広がるようなことも若干対策に入れていたきながら取り組んでいただければと思いますが、そのお考えについてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） このリフォーム補助事業を通じて町内の業者さん等への波及というところで、こちらについては今年度受付した中では、まず皆さん、ちょうど新年度予算議決と同時に、4月の広報等で制度改正も含めて周知しましたけれども、やはりその相談がもう年度当初から上がっていたといういい面もあるのかな。ただ、今回は町内業者のみではなくて、転入される方も含めて町外の業者も対象可としましたので、町内限定ということでないのですけれども、おかげさまで今交付決定している中でも転入者が2人、そして借りるところ、または実家を直して住むと、それを工事したいというふうな部分が新たな加算制度に伴う拡充部分で対象にもなっておりますので、この辺ぜひそういう町民の皆さん方の声も聞きながら、あと前段で2割補助という部分もありましたけれども、どうしても個人資産というところで、なかなか思い切った展開まではまだ持つてはいいはおりませんけれども、現状今年度制度を拡充したこの事業を周知徹底、改めて行いながら、この事業がより関係者に恩恵が回るような形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。

席替えをお願いします。

それでは、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、質疑はありませんか。

10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） 署長さんだけ1人になったから、お願いでございます。

津波の集会所、それから小本のほうに小本トンネル、45号の北側の入り口のちょっと奥に避難所を造っていただきました。そして、あとはその向かいにコンテナの物置を2つ造っていただいて、そこで避難所を造っていただくとき、私はお願いしたのです。というのは、草が生えるものですから、あそこの軒垂れがある範囲でも、1メートルぐらいをU字形でもコンクリートのたたきをお願いしたいということでやったわけですが、ただ残念ながら私の言うことは聞いていただけなくて、今も消防団の1人の方と私として、年二、三回草刈りをしております。ですが、今砂利が出てきて、その中から草が生えてきて、ガラスを壊すおそれがあるものですから、何とかそこに消防費の予算を使って、たたきをお願いしたいと思うのですが、コンクリートを準備して、人件費があれば、我々も出て工事には立ち会いますので、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 應家課長。

○危機管理課長（應家義政君） 私のほうで答えさせていただきます。

トンネル横といいますかの避難所、確認して、どういった方法がいいのか、また協議をさせていただいて、現地を見ながら検討させていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地さん。

○委員（三田地和彦君） 大変力強い答弁ありがとうございました。ご案内は私もしたいと思っておりますので、前もって連絡して、土曜でも日曜でも結構でございますので、よろしくをお願いします。

本当にこれは何もなく、今ひものあれでやればきれいに草は枯れるのですけれども、やはりガラスが壊れるのは怖くて、刃でやっているのです、刈り払い機のあれです。それで、ほとんど1つ、2つはもうその刈り払う都度に刃がこぼれるものですから、これ

は全部、何も恩着せがましく言うわけでない、油も刃も全部個人負担で協力しておるものですから、よろしく、そこら辺お願いします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、終わります。

席替えをお願いします。

それでは、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、質疑はありませんか。

13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ここで18節の30万円、閉校記念事業補助金について、内容をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 閉校記念事業補助金の30万円ですが、安家小学校の統合が年度末に予定されております。組織のほうも無事に立ち上がったというふうに認識しております。その閉校記念実行委員会に対する補助として30万円、これはどこの学校の統合も同じく毎回30万円ということでございます。主な内容といたしましては、例えば記念品代ですとか、あとは式典等に係る経費、それから事務局の運営等に係る経費ということで30万円としているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 残念なことですけれども、安家地区から学校が消えてしまうということです。そこで、学校林を旧安家中学校で所有していたと思うのですが、この現在の状況についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、旧安家中学校の学校林というものが残っております。1つは、営林局との分収契約のものが1件残っております。また、学校長と町との契約によりまして、分収等の契約はないのですが、それが2か所残っております。全部で3か所、まだ手つかずで残っているという状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） この安家地区では、残念ながら学校がなくなります。今後これはどのような取扱いになるのかをお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） まず、基本的には期限が来たら切るというふうなことにはなるかと思うのですが、現在期限、1件目営林局との関係のものが本年度末ということになっているのですが、今年度切るという状況がちょっと難しいのかなと思っておりまして、これにつきましては契約延長等も考えていかなければならないと思っておりまして。また、そのほかの学校長と町との契約のものにつきましては既に期限が切れておりましたので、これらの処分等をこれから行わなければならないというふうに考えておりますけれども、もし可能であれば、今回の統合等に合わせて、地域の方々にもこの現状等をお話しして、最終的には切って処分するということになると思うのですが、その辺のご相談もしながら対応できればいいなと思っているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 教育総務費。この委員会で、冒頭に町内の教育施設でのコロナ感染の報告があったわけで、非常に規模が大きいなというふうに改めて感じたわけですが、実は私は前にもこども園についても、あるいは小学校、中学校についても、どうも感染源がやっぱり消毒ということで、水道の蛇口を、それこそ自動というか、センサーに切り替えたらいかがでしょうかというような、いつか質問もしたわけですが、何か教育上どうのこうのというようなことでしたが、何かやっぱり小さい子供は運動場なり部屋に帰るときに、争って蛇口を開くわけだ。そこで、そこからも非常に感染するリスクが高いのではなかろうかという保護者の方々も、何とかこれを自動の蛇口に切り替えたならば、あるいは感染が少しでも減るのではなかろうかという予防的な話もされているのですが、どこかほかの自治体で、いわゆるセンサーで自動の水が出るような、そういう蛇口と普通の蛇口との比較で、コロナに対するいわゆる影響が軽減されるとかというようなデータがあるかどうか、その調べた結果があるのかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

他の自治体の事例等は承知していないところでございますので、その比較等もしてい

ない状況でございます。蛇口の自動化につきましては、教育委員会としても必要性は感じているところです。ただ、その箇所数もかなり多いですので、全部の箇所というのには、見積り取った段階で、数百万円ではなく数千万円ぐらいかかったような気がしております。ちょっと今資料が手元にないのですが。ですので、まずは本当に必要な場所に限定するとかというふうな形で、どこに必要なのか、学校とも相談しながら、あとは例えばコロナの交付金を活用するですとか、財源のほうも考えながら、必要な箇所から対応していくというふうなことで進めていければいいなと思っております。やはり全箇所というのはなかなか難しいかなと思っておりました。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 必要性は教育委員会でも十分に理解しているようなので、できるところからやっていただければ、少しでも感染予防になるのではなかろうかというふうなことで思っております。

それから、近隣の市町村では、水道蛇口の付近に、いわゆる消毒された紙ティッシュが置いてあって、それも有効に使っていて、相当予防の効果があるように伺っていますが、これもできれば備えるようにひとつ検討していただきたいと思うのですが、見通しについて伺います。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 現在も全ての箇所かどうか、ちょっと確認はしていないのですが、学校保健の予算の中でそのような対応もしておりますので、今いただきましたご意見も参考にしながら、対応を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 14節に、旧大川小学校の屋外照明施設の改修工事がありますけれども、まずこれの内容をご説明ください。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

旧大川小学校の屋外照明設備の改修工事でございますけれども、これは学校統合の要望の中に改修していただきたいという項目がございます、その要望に対応するための予算をお願いしたいというふうに思っております。具体的には、木製の電柱のようなものに電球がついているというふうな形で、その木製のものの老朽化の度合い等も勘案しまして、危険なものは改修してほしいというふうな要望でございますので、校庭の木製の照明6本を、支柱を金属製等に替えて、電球もLEDの照明に替えたいというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） ご案内のとおりというか、ご存じのとおり、統合でなくて、もう廃校になって、そこは生徒もいないわけですので、そうすればこれ何に使う目的で、誰が管理するのか、そこらについてはどのように考えていましたか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） この照明ですけれども、管理は教育委員会事務局のほうで行わなければならないというふうに考えております。具体的な使用の目的等も地域の方からお聞きしたのですが、地域の行事ですとか、あとは消防等の訓練ですとか、そういうふうなものに使うというふうなことでお聞きしております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） ちょっとくどくてすみません。そうしますと、使いたい場合にはどのようにすればいいのですか。私が使いたいと、ランニングしたいとか、例えばの話です、すみません。そこまで考えていないですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 現状を申し上げますと、現状では教育委員会のほうにご連絡いただいて使うという形しか取れないかなと思っております。ただ、今ご指摘いただきました、確かに使いたいときに教育委員会にというのもなかなか難しい面もあるかもしれませんので、例えば地域の方をお願いするですとか、その辺の使い方は検討してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3項中学校費、1目学校管理費、
質疑はありませんか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 突然の質問になりますが、実は先般の全協でP D C A、まちづくり
りが出まして、その中の教育の欄で、中学校の数学、これが目標100に対して80そこそ
なのだけども、評価がAでした。ですので、願わくばもう少しいいところでAにした
いところなのですが、ここら辺のところは中学校の学力としてまずやむを得ない、現状
です。ですので、Aとしても的確な判断であるというふうなことかどうかという部分
についてのご見解をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 未来づくりプランの比較の数値の関係ですけれども、たし
か80%以上のものはAという区分だったのかなというふうに思っております。それで
そのような区分になったと思っております。ただ、現状を申し上げますと、例えば令和
4年度の全国の学力学習状況調査等によりますと、例えば中学校の数学ですと、町が平
均正答率45%のところ県が49%と、岩泉町のほうが4ポイント低いと。全国と比べます
と、全国が51.4%ですので、県も町も全国より下回っているという状況でございます。
県とは4ポイント差ですが、大体このような状況が続いているのかなと思っておしまし
て、やはり国語のほうは逆に全国よりも上回っているという状況なのですが、数学の正
答率が低いというのは、長年のこれまでのやはり問題といたしますか、弱いところだなと
思っております。これについては教育委員会としても、この部分を何とか引き上げる
方法ということで様々な取組をしているところでございますので、年によってこの結果
もまた変わってくるところもあると思うのですが、現状とすれば国語は若干高く、数
学等は低いというふうな状況ですので、いずれ引き続きこの低い状況を何とか改善させ
るような取組を、指導主事を中心に先生方と協力して、何とか引き上げていくような形
にしていきたいなと思っておりました。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。5項保健体育費、2目体育施設費、質疑はありませんか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 体育施設費になりますが、今年予算で海洋センターの東側に何とか芝生をとというふうな工事をやって、もう9月になりました。まだその手がつきそうにないような気もしておりますが、この予定についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在の状況であります。土のほうの工事等をやりまして、土を盛ったりというふうなところをやっておりまして、芝生は間もなく手をつけるということで、工程のほうを管理しているところでございますので、これから形が見えてくるかなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれ、芝生は熱に弱くて夏は無理だと。それから、今度は上で冬場になると、これも弱いというふうなこともありますので、管理のほうをひとつよろしくお願いします。

それで、関連して、結局以前にも、では芝があるということで、岩泉球場のあの芝を子供たちに開放するというふうなのは考えられるかどうかということでご質問しました。その点についていかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

以前から岩泉球場の開放の件もお話をいただいております。今年度になりまして、その方向でということで検討してまいりました。時期はちょっと遅くなりましたけれども、今月こども園対象に開放する日を設けたいなと思っております。あと来月には一般にも開放する日を設けたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） 私も一方的に100%開放したほうがいいと言うつもりはないのですが、ただ川向にも芝のエリアもやや見込めなくなったかなと思ったりしながら、

それでも球場の分のあの芝というのは、すごく管理をよくしてもらっているものだから魅力的だなというときに、今のお話のように、子供たちがたまたま行って、こども園がとか、それから小学校が自由にけがのないようにやってもらうとかというふうな管理との両立ができれば、ぜひ利用拡大をしていただければというお願いでございます。

終わります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3目学校給食費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費。

11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） 8月3日に大雨によって、ちょうど共進会の日でしたが、牛を下げるときはまだよかったですのですが、共進会が終わってもう上げられなくなった、道路が崩壊して。それで、次の日に上げたと思うのですが、応急措置をしたと8月21日に説明があったのですが、その後黒森牧野と、それから穴目牧野はどのようになっているのか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 安家地区の牧道の補修、災害に対する補修の状況でございますけれども、共進会の当日に雨が降ったということで、早速翌日に応急復旧のほうに入らせていただいております。その他の地区の牧道については、専決予算をいただいた予算を用いまして、重機の借り上げ、人夫のご協力を得ながら現在進行しているという状況にあります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） 2路線とも毎日監視人が通行しているわけですので、支障のないように道路整備をお願いしたいと思います。

それと、併せてもう一点ですが、県道普代小屋瀬線、県道ですので、ようやく道路、

鈴峠牧野に行く道路は整備してもらったのですが、岩泉町側と、それから葛巻町側の境界線、境界のところから牧野に行くのです。林道になるか、その道路、約1キロなのですが、それも予算案にはないのですが、予算措置してもらわないのですが、あの道路も壊れて、ああいうふうに難儀しているのですが、その整備もお願いしたいと思います、その考えについて。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 鈴峠の峠から牧道、牧野までの道路につきましては、ちょっと現地のほうを確認させていただいて、早急の対応が可能かどうか考えてみたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） 3路線とも、今月末は種牛が閉牧になるのですが、9月30日に種牛が下がる。多分トラックが積みに行くと思うのですが、それに併せて来月は市場もあるのです、10月末には。そして、あとは閉牧という。これから頻繁にトラックも行き来すると思うので、それに毎日とは言わないけれども、監視人も牛を見に行っていますので、ぜひ3路線とも道路整備に支障のないように整備していただきたいと思うのですが、今言った鈴峠のことも併せて、もう一度答弁お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 了解しました。種牛の退牧、衛生検査等いろいろございますので、支障を来さないように対応させていただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2目河川災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑なしと認め、これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。2項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。15款県支出金、2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。16款財産収入、2項財産売払収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。19款繰越金、1項繰越金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。20款諸収入、4項雑入、質疑はありませんか。

4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 下水道の負担金、これどこの施設を予定しておりましたか。

○地域整備課長（三上訓一君） 熊谷住宅対策室長。

○委員長（三田地久志君） 熊谷住宅対策室長。

○住宅対策室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

こちらに計上させていただいております下水道受益者負担金57万1,000円ですけれども、こちらは上町分譲地の売払いに伴って、購入者から負担いただく受益者負担金となっております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。21款町債、1項町債、質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで歳入の審査を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） ふれあいらんの債務負担行為ですが、今年度、4年度分は国庫補助金を予定しているようでありますけれども、来年度は特財は予定していないということによろしいでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらのほうでございますけれども、目的からいまして、コロナの交付金のほうが該当するというので、今年度充てておりますが、交付金自体も来年はちょっと制度的にまだ不明な部分がございますので、今年度部分に関しましては、交付金のほうを充当したいと考えてございました。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山さん。

○委員（畠山和英君） 臨時の地方創生の交付金、ふれあいらんにコロナでの交付金を使っているのですけれども、充当しようとしているのですけれども、これは何でもいけると、この臨時交付金は、地方創生交付金は。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらの交付金のほうですけれども、県のほうに計画等を出すのですけれども、その中にも入れまして、こちらのほう該当することで、確認のほうをいただきながら、今出しているところでございます。要望していました。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで第2表、債務負担行為補正の審査を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正の審査を終わります。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、3時まで休憩いたします。

休憩（午後 2時49分）

再開（午後 3時00分）

○委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

◎議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地久志君） 議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定において、国保標準システム等の改修に必要な予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。一番

最後のページなのですけれども、7ページになります。1款1項1目一般管理費、12節に国保標準システム等改修委託料22万円を計上してございます。これは、70歳以上の方に交付される前期高齢受給者証と保険証が一体化されることや、未就学児均等割保険料が制度改正となったことから、これらに対応するシステム改修でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。前のページ、6ページを御覧願いたいと思います。3款1項1目保険給付費等交付金で16万5,000円、6款1項1目繰越金で5万5,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出一括の質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

歳入歳出を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地久志君） 議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、昨年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額の確定に伴います国県負担金等の精算返還について今回追加したほか、会計年度任用職員報酬の調整を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。1款3項2目認定調査等費では、会計年度任用職員報酬15万1,000円を追加しております。これは、今年度の認定調査員の勤務日数変更に伴い、増額するものでございます。

次に、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金5,126万5,000円を追加しております。これは、昨年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額の確定に伴い、国、岩手県及び支払基金に対して超過交付額の精算返還を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。前のページ、6ページを御覧願いたいと思います。7款1項1目繰越金で5,141万6,000円を計上し、財源調整を行ってございます。以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

6 ページ、7 ページをお開きください。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地久志君） 議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、消費税及び地方消費税の増額並びに龍泉洞の団体観光客の回復に伴う手数料の増額の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。最後のページ、7ページになります。1款1項1目一般管理費、26節で公課費64万3,000円を追加しております。これは、令和3年度消費税及び地方消費税の申告額の確定によるものでございます。

同じく 2 目龍泉道管理費、11 節で手数料97万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しておりました旅行会社等のあっせんによる団体客が回復してきたことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。前のページ、6 ページを御覧願いたいと思います。6 款 1 項 1 目繰越金で161万3,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

6 ページ、7 ページをお開きください。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 7 号の質疑を終わります。

これから議案第 7 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地久志君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時09分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和4年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

三 田 地 久 志
